

新潟県警察車両管理及び安全運転に関する訓令

昭和51年8月2日

本部訓令第10号

[沿革] 昭和52年3月本部訓令第4号、53年4月第8号、54年1月第2号、57年1月第1号、9月第12号、58年3月第2号、平成6年3月第6号、11月第17号、7年6月第8号、8年1月第1号、10年6月第11号、13年3月第6号、18年12月第15号、20年2月第1号、22年3月第5号、7月第10号、24年6月第5号、25年3月第5号、第8号、5月第13号、26年3月第6号、27年3月第4号、28年4月第12号、29年3月第4号、8月第13号、令和元年6月第2号、2年3月第10号、3年1月第5号、3月第13号、6月第25号、6年12月第17号、8年3月第5号改正

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 警察車両の管理

第1節 整備（第10条—第15条）

第2節 点検（第16条・第17条）

第3節 保全（第18条—第22条）

第3章 教養訓練及び技能検定

第1節 教養訓練（第23条・第24条）

第2節 技能検定（第25条—第32条の2）

第3節 運転技能の格付け（第33条—第35条）

第4章 運用の管理

第1節 警察車両の使用（第36条—第38条）

第2節 車両の運転（第39条—第42条）

第3節 私有車両の公務使用等（第43条—第48条）

第5章 雑則

第1節 名簿等（第49条—第51条）

第2節 報告等（第52条—第57条）

第3節 職員の交通事故の措置等（第58条—第60条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察車両の適正な管理運用及び職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下「任用職員」という。）を含む。）の車両運転の安全を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 警察車両の管理運用及び車両の安全運転については、別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察車両 国若しくは県が所有し、又は県が借り上げている道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車で、県警察の用に供するものをいう。
- (2) 警察車両等 警察車両及びこれに係る附属品、工具及び施設をいう。
- (3) 私有車両 警察車両以外の車両で、職員が所有し、又は借り受けたものをいう。
- (4) 管理運用 警察車両等の点検、整備、保全及び使用、燃料の管理、安全運転の管理、運転技能の検定等を総合的に行うことをいう。

(警務部長等の責務)

第4条 警務部長は、警察車両等の管理運用、教養訓練等この訓令に規定する業務を総括する。

- 2 装備施設課長及び教養課長は、警務部長を補佐するものとする。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、所属に配置された警察車両等の管理運用及び所属職員の安全運転について、指揮監督するものとする。

(副署長等の職務)

第6条 副署長又は所属長が指定する者（以下「副署長等」という。）は、所属長を補佐し、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者としての業務を処理すること。
- (2) 副安全運転管理者、整備管理者、補助官及び運転担当者を指揮監督すること。
- (3) 所属職員の安全運転を確保すること。

- 2 所属長は、副署長等の職務を補助させるため、必要により補助官を置くことができる。

(副安全運転管理者の選任)

第6条の2 所属長は、所属職員のうちから、道交法第74条の3第4項の規定により、副安全運転管理者を選任しなければならない。この場合において、副安全運転管理者を前条第2項に規定する補助官として指定しなければならない。

(整備管理者の選任)

第7条 所属長は、所属職員のうちから、車両法第50条第1項の規定により、整備管理者を選任しなければならない。

- 2 整備管理者は、所属長又は副署長等の命を受け、車両法その他関係法令及びこの訓令の定めるところにより、警察車両等の点検整備及び保全について必要な業務を行うものとする。

(運転担当者の指定等)

第8条 所属長は、警察車両ごとに、運転担当者を必要数指定しなければならない。この場合において、自動二輪車（総排気量0.250リットル以下に限る。）及び原動機付自転車以外の車両にあつては、第33条の規定により警察車両運転技能の級位C以上の格付

けを受けた職員を充てるものとする。

2 前項の規定により、1車両につき運転担当者を2名以上指定したときは、1名を正運転担当者、その他の者を副運転担当者に指定するものとする。

3 運転担当者は、副署長等及び整備管理者の指揮又は指導を受け、担当車両の点検整備と運転に従事するものとする。

(当直責任者の職務)

第9条 当直責任者（県本部の総合当直その他本部庁舎内の部課当直の当直責任者を除く。以下同じ。）は、当直勤務中における警察車両等の管理運用に当たるものとする。

第2章 警察車両の管理

第1節 整備

(計画整備)

第10条 警務部長は、車両法第48条第1項に規定する定期点検整備を行い、同法第59条に規定する新規検査及び同法第62条に規定する継続検査を受けるため、四半期ごとの整備計画を策定し、警察車両の整備を実施するものとする。

(警察車両の整備)

第11条 警察車両の整備は、整備管理者が所属の器具、工具等により行うほか、別に定めるところにより、装備施設課自動車整備工場（以下「整備工場」という。）において行うものとする。ただし、次の各号に掲げる警察車両の整備は、自動車整備事業者に委託して行うものとする。

- (1) 前条に規定する整備計画により、整備を委託する車両
- (2) 整備工場に搬入して整備するいとまのない車両
- (3) 整備工場で整備することが困難又は不適當である車両

(臨時整備)

第12条 整備管理者は、警察車両の故障若しくは損傷を発見し、又はこれらの報告を受けたときは、当該車両を直ちに整備しなければならない。この場合において、所属の器具、工具等によつて整備することができないときは、所属長に報告しなければならない。

(整備申請等)

第13条 所属長は、前条後段及び第17条第2項後段に該当する車両については、警務部長に対し、車両整備申請書（別記様式第1号）により申請（装備施設課長経由）しなければならない。

2 警務部長は、前項の申請を受理したときは、その内容を検討し、所属長に対し、整備方法その他の措置を速やかに通知するものとする。

(車両の供用換え等の手続き)

第14条 警察車両が他の所属へ供用換え（国有車両をいう。）又は管理換え（県有車両をいう。）になったときは、次の各号に掲げるものとともに引き継ぐものとする。

- (1) 自動車検査証
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書
- (3) 車両の附属工具及び附属品

(車両維持費の配分)

第15条 警察車両の維持に必要な経費の配分については、警察車両の種別及び年式別台数、使用実績、管内の治安状況、道路状況等を考慮し、署長に対し、再配当して行う。

第2節 点検

(警察車両の点検)

第16条 警察車両の点検は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 日常点検 運転担当者が、副署長等又は整備管理者の指揮を受け、担当する警察車両について、車両法第47条の2の規定に基づく自動車点検基準（平成7年運輸省令第8号）により行う。ただし、運転担当者がその点検を実施できない事情のあるときは、その日に当該車両を最初に使用する職員が行う。
- (2) 定期点検 整備管理者が、車両法第48条第1項の規定に基づく自動車点検基準により行う。
- (3) 特別点検 警務部長が必要があると認めるとき、署の警察車両の整備状況について総合的に行う。
- (4) いつせい点検 所属長が、必要があると認めるとき、警察車両の清掃及び整備の状況について行う。
- (5) 随時点検 整備管理者又は運転担当者が、随時、警察車両の異状の有無について行う。

(点検結果の記録等)

第17条 前条の点検を実施した者は、次の各号に定めるところにより、所要事項を記録しておかなければならない。ただし、原動機付自転車については、この限りでない。

- (1) 日常点検 点検実施表（別記様式第2号）
 - (2) 定期点検（乗車定員11人以上の自動車及び乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自動車） 定期点検整備記録簿（別記様式第3—1号）
 - (3) 定期点検（前号及び次号に掲げる自動車以外の自動車） 定期点検整備記録簿（別記様式第3—2号）
 - (4) 定期点検（自家用乗用自動車） 定期点検整備記録簿（別記様式第4号）
 - (5) 特別点検 特別点検整備結果報告書（別記様式第5号）
- 2 前条の点検を実施した者又は整備管理者は、点検の結果異状を認めたときは、当該車両を直ちに整備し、その結果を前項各号に定める区分に従って記録しておかなければならない。この場合において、所属の器具、工具等によつて整備することができないときは、所属長に報告しなければならない。

第3節 保全

(警察車両の格納)

第18条 運転担当者は、警察車両を使用しないときは、当該車両を車庫に格納し、又は所属長が指定した場所に置かなければならない。

(かぎの保管)

第19条 副署長等は、警察車両（幹部交番、交番、警備派出所（以下「交番等」という。）及び駐在所に配置されている車両を除く。）のかぎを保管しなければならない。この場合において、補助官にかぎの保管を命ずることができる。

2 交番等及び駐在所(補助官の置かれている交番等を除く。以下第37条において同じ。)の当番勤務員は、当該交番等及び駐在所に配置されている車両のかぎを保管しなければならない。

3 副署長等又は補助官は、勤務時間終了後、車両のかぎを当直責任者(当直員を置かない交番等にあつては、当番勤務員)に引き継がなければならない。

(車庫等の管理)

第20条 整備管理者は、運転担当者を指揮して、車庫及び警察車両の整備に必要な器具及び工具の管理に当たらなければならない。

2 運転担当者は、担当する警察車両の附属工具及び附属品を整備しておかなければならない。

(給油)

第21条 運転担当者は、警察車両に給油するときは、県本部にあつては装備施設課長、署にあつては副署長等から給油伝票の交付を受け、指定された給油所で給油するものとする。

(運転担当者の保全上の遵守事項)

第22条 運転担当者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、警察車両の保全に努めなければならない。

(1) 運転する警察車両の構造及び機能をは握し、構造及び機能に合つた操作をすること。

(2) 警察車両の異常音、異臭、異常振動等に注意し、及び機会あるごとに警察車両の点検を行い、異常を認めたときは直ちに整備管理者に報告してその指示を受けるなど必要な措置を講ずること。

(3) 警察車両を運転したときは、車両の点検を行い、及び清掃をすること。この場合において、車両に異常を認めたときは、前号の規定を準用する。

(4) 1 車両につき、運転担当者が複数であるときは、相互に緊密な連絡をとり、引継ぎを確実に行うこと。

(5) 警察車両を離れるときは、エンジンキーをはずし、ドアにかぎをかけるなど盗難防止に必要な措置を講ずること。

(6) 車庫内は常に清潔整とんに努め、所定の位置に警察車両等を整理しておくこと。

(7) 警察車両について、盗難、火災その他の事故を発見したときは、応急の処置をとるとともに、速やかに所属長に報告すること。

第3章 教養訓練及び技能検定

第1節 教養訓練

(講習の受講)

第23条 所属長は、次の各号に掲げる講習の通知を受けたときは、該当者に対し、当該講習を受けさせなければならない。

(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者に対する道交法第108条の2第1項第1号に規定する講習

(2) 整備管理者に対し、車両法第95条に基づき自動車整備振興会が行う講習

(教養の実施)

第24条 装備施設課長は、関係のある県本部の所属長の協力を得て、次の各号に掲げる教養訓練を必要により行うものとする。

- (1) 副署長等及び補助官に対する車両管理及び安全運転管理に関する教養
- (2) 整備管理者に対する車両の点検整備に関する講習
- (3) 運転担当者の養成及び訓練

2 所属長は、所属職員に対し、警察車両等の管理運用及び安全運転に必要な教養訓練を随時行うものとする。

第2節 技能検定

(技能検定)

第25条 警務部長は、運転免許を有する職員の警察車両の運転技能の向上を図り、安全運転の確保に資するため、警察車両運転技能検定（以下「技能検定」という。）を行うものとする。

(技能検定の種別等)

第26条 技能検定の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、運転技能の級位はそれぞれAからDまでとする。

- (1) 大型自動車技能検定
- (2) 中型自動車技能検定
- (3) 中型限定自動車技能検定
- (4) 準中型自動車技能検定
- (5) 準中型限定自動車技能検定
- (6) 普通自動車技能検定
- (7) 自動二輪車技能検定（総排気量0.250リットルを超える自動車に係るものに限る。）

2 前項に定める運転技能の級位により運転できる自動車の種類は、級位別運転区分表（別表第1）によるものとする。

(技能検定事項等)

第27条 技能検定は、前条第1項の種別ごとに、次の各号に掲げる技能検定事項について、当該各号に掲げる技能検定項目により実施するものとする。

- (1) 安全運転の知識
正誤式筆記試験
- (2) 実技能力
車両運転

(技能検定の受検資格)

第28条 技能検定を受けようとする者は、技能検定の受検資格（別表第2）に定める受検資格を有していなければならない。

2 前項の規定は、警務部長の指定する特別教養訓練を受講した者に対しては適用しない。

3 技能検定を受けた者が、技能検定項目のうち車両運転を再受検する場合は、技能検定を受けた日から1か月以上経過していなければ次の技能検定を受けることができない。

(技能検定の申請)

第29条 所属長は、次の各号の一に該当する職員があるときは、警察車両運転技能検定申請書（別記様式第6号）により、技能検定の受検を警務部長に申請（教養課長経由）するものとする。

- (1) 運転担当者に指定しようとする職員のうち運転技能の格付けがない者がいるとき。
- (2) 技能検定を受けようとする職員がいるとき。
- (3) 現に受けている運転技能の級位より上位の級位の技能検定を受けさせようとする職員がいるとき。
- (4) 第34条に規定する運転技能の再格付けのため必要があると認めるとき。

（技能検定の実施）

第30条 教養課長は、運転免許センター長と協議して、技能検定を計画的に行うものとする。

- 2 技能検定の実施は、運転免許センター長が別に定めるところにより行うものとする。

（技能検定結果の報告）

第31条 運転免許センター長は、技能検定を実施したときは、警察車両運転技能検定結果報告書（別記様式第7号）により、技能検定の結果及び判定を警務部長に報告するとともに、当該所属長に通知しなければならない。

- 2 前項の判定は、運転技能の格付基準（別表第3。以下「格付基準」という。）の区分に従い、A、B、C又はDの級位により表示するものとする。この場合において、級位は安全運転の知識又は実技能力の技能検定項目の判定のうち、いずれか低いものにより表示するものとする。

（技能検定の一部免除）

第32条 技能検定は、第27条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、該当する技能検定事項又は技能検定項目を免除することができる。

- (1) 同一種別の技能検定を再受検する場合で、技能検定項目すべての受検から1年以内の技能検定結果において、格付基準を満たす技能検定項目があるとき。
- (2) 現に有している技能検定の種別以外の技能検定を受ける場合で、第27条第1号に掲げる技能検定事項が格付基準を満たしているとき。

（運転技能所属検定）

第32条の2 所属長は、第25条に定める技能検定のほか、運転技能所属検定（以下「所属検定」という。）を行うことができる。

- 2 前項に規定する所属検定の実施要綱及び合格した者が運転できる自動車の種類は、別に定める。

第3節 運転技能の格付け

（運転技能の格付け等）

第33条 警務部長は、技能検定の実施結果及び格付基準により、当該職員の運転技能の格付けをするものとする。

- 2 教養課長は、前項の規定により警務部長が職員の運転技能の格付けをした場合には、当該職員の所属長に当該職員が受けた運転技能の格付けを書面により通知するものとする。

- 3 本県警察退職時に第26条第1項第1号から第6号までに定める技能検定の運転技能の級位C以上の格付けを受けていた任用職員は、普通自動車技能検定の級位Cを受けた者とみなす。

(運転技能の再格付け)

第34条 警務部長は、前条により運転技能の格付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、所属長の申請により、運転技能の再格付けをするものとする。

- (1) 長期間にわたって継続して車両の運転をしなかつたため運転技術が低下したと認められる者を運転担当者に指定しようとするとき。
- (2) 車両の運転に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかり治ゆしたとき。
- (3) その他所属長が必要と認めたとき。

- 2 第29条から前条までの規定は、前項による運転技能の再格付けについて準用する。

(級位の取消し等)

第35条 警務部長は、第33条の規定により格付けした職員が次の各号の一に該当する場合には、所属長の報告により、運転技能の級位を取り消し、格下げし、又は期間を定めて警察車両の運転を禁止することができる。

- (1) 交通事故を起こしたとき。
- (2) 道路交通関係法令の規定に違反して車両を運転したとき。
- (3) 第1号及び第2号の場合に、同乗者が、第41条に定めるもののほか、その責務を果たさなかったと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、警察車両を運転させることが適当でないと認めるとき。

第4章 運用の管理

第1節 警察車両の使用

(使用の原則)

第36条 所属警察車両の使用は、当該所属の総合運用とする。

- 2 職員は、警察車両の使用については濫用をさけ、警察機動力の確保と運行の安全を図り、有事に際し、支障のないよう常に適正な運用に努めなければならない。

(使用の承認)

第37条 警察車両を使用する職員は、使用目的、行き先及び使用予定時間を明らかにして、事前に副署長等又は補助官（勤務時間外においては当直責任者）の承認を受けなければならない。ただし、交番等及び駐在所の勤務員が当該交番等及び駐在所に配置されている警察車両を使用するときは、この限りでない。

(使用統制)

第38条 警務部長は、緊急事態、警備実施、重要事件の捜査、訓練その他同時に多数の警察車両の使用を必要とする場合は、第36条の規定にかかわらず、警察車両の使用の統制を行うことができる。

- 2 所属長は、他の所属警察車両の応援を必要とする場合は、必要事項を警務部長に報告し、配車を要請するものとする。

第2節 車両の運転

(警察車両の運転)

第39条 運転担当者のほかは警察車両を運転してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 警務部長又は所属長が、教養訓練のため警察車両を運転させるとき。
- (2) 所属長が、職務遂行上特に必要と認めたとき。

(運転者の心構え)

第40条 車両の運転者（以下「運転者」という。）は、交通の指導及び取締りが警察の責務であることを自覚し、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道路交通関係法令を遵守し、模範運転をすること。
- (2) 車両の構造及び性能を修得し、整備技術の向上に努めること。
- (3) 自己の運転技能を過信しないこと。
- (4) 運転技能の向上に努めること。
- (5) 健康を害しているとき、睡眠不足のときその他安全運転に支障があるときは運転を避けること。
- (6) 他の交通に対する優先意識を持たないこと。

(同乗者の指示・助言)

第41条 同乗者は、道路及び交通の状況に注意し運転者に対し、安全運転に必要な指示・助言を行い交通事故の防止に努めなければならない。

第42条 削除

第3節 私有車両の公務使用等

(公務使用の禁止と特例)

第43条 私有車両は公務に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所属長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 急訴事件、特異又は重要な事件、災害等の発生により、事件現場、緊急配備地点等に急行する場合において、警察車両の使用が困難なとき。
- (2) 犯罪捜査等において、特に秘匿を要する職務を行う場合であつて、警察車両を使用することが公務遂行上支障があるとき。
- (3) 降積雪、路面凍結、豪雨等の気象条件又は道路条件から自動二輪車又は原動機付自転車の警察車両を使用することが困難かつ危険であるとき。
- (4) 赴任に係る旅行（以下「赴任旅行」という。）に私有車両を使用するとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、警察車両を使用することが困難で、私有車両を使用することが公務遂行上やむを得ないと認められるとき。

(公務使用の条件)

第44条 所属長は、次に掲げる条件に該当しない場合は、前条の承認を与えてはならない。

- (1) 当該職員が当該車種に対応する運転技能の級位C以上の格付けを有すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 赴任旅行の場合

イ 警務部長が公務遂行上やむを得ないと認める場合

- (2) 当該車両に次の保険金額の任意保険契約が締結されていること。

ア 自動車については、対人保険1億円以上及び対物保険500万円以上

イ 自動二輪車及び原動機付自転車については、対人保険5,000万円以上及び対物保険200万円以上

(3) 使用する私有車両が、道路運送法（昭和26年法律第185号）及びその他法令の規定に従い、整備されていること。

(4) 使用する私有車両が、職員の所有する車両（割賦払等により売主に所有権が留保されている場合を含む。）であり、かつ、当該職員が運転するものであること。

(5) 用務先は原則として県内及び警察法（昭和29年法律第162号）第60条の2に規定された県外の地域に限るものとする。ただし、所属長が職務遂行上必要と認めて承認したときは、この限りでない。

(6) 職員の健康状態が車両運転に支障がないこと。

（私有車両の事前登録）

第45条 職員は、あらかじめ公務に使用する私有車両を登録しておかなければならない。

2 前項の規定による登録は、私有車両登録申請書（別記様式第9号）により行うものとする。

（公務使用承認の手続）

第46条 職員は、私有車両を公務に使用するとき、私有車両公務使用承認申請・結果報告書兼運転日誌（別記様式第9号の2）により所属長の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要し、承認を受けるいとまのない場合は、事後速やかに所定の手続をとるものとする。

2 旅行命令権者は、別に定める旅行命令（依頼）簿兼旅費請求書により旅行命令を行うときは、所属長に代わり、職員の私有車両の公務使用を承認することができる。この場合において、職員は、前項に規定する手続を省略することができる。

3 職員は、私有車両の公務使用を終了した場合は、速やかに私有車両公務使用承認申請・結果報告書兼運転日誌により、所属長に報告しなければならない。ただし、前項の規定による旅行命令権者の公務使用承認を受けたときは、旅行命令（依頼）簿兼旅費請求書により旅行命令権者に報告するものとする。

（赴任旅行の公務使用承認の取扱い）

第46条の2 職員は、赴任旅行（所属内異動及び兼務発令並びに採用される場合を除く。）に私有車両を使用するときは、前2条の規定にかかわらず、別に定める赴任旅行に関する様式により、配置換え先の所属長の承認を受けるものとする。

（損害賠償）

第47条 職員が承認を受けて私有車両を公務に使用し、交通事故を起こした場合における損害賠償については、次に掲げるところにより、処理するものとする。

(1) 職員が交通事故を起こし、他人に損害を与えた場合の損害賠償は、当該私有車両に係る自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済及び任意自動車保険を優先的に充当するものとし、当該保険を超過する分については、県において負担するものとする。

(2) 県は、職員の私有車両が損傷した場合の費用は、一切負わないものとする。

（公務災害の認定基準）

第47条の2 本部長は、旅行命令に従った通常の経路において、職員が事故にあつたと

きは、職員の申請に基づき公務上と認める旨の意見を付すものとする。

(私有車両による管外旅行時の指導)

第48条 所属長は、警察職員の服務に関する訓令（昭和35年本部訓第20号）第44条の3の規定により、所属職員から外泊又は旅行の届出があつた場合において、私有車両を使用して管轄区域以外の地域に旅行する旨の届出があつたときは、当該職員が事故を起こすことのないよう適切な指導を行わなければならない。

第5章 雑則

第1節 名簿等

(名簿)

第49条 所属長は、運転担当者を指定し、又は解除したときは、その都度運転担当者名簿（別記様式第10号）に記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

第50条 削除

第51条 削除

第2節 報告等

(整備管理者の選任届)

第52条 所属長は、第7条第1項の規定により整備管理者を選任したときは、速やかに道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第33条に規定する整備管理者選任届を3部作成し、本部長に提出（装備施設課長経由）しなければならない。

(車両使用実績等の報告)

第53条 所属長は、警務部長に対し、車両の前年における使用実績等を車両使用実績等報告書（別記様式第14号）により、1月31日までに報告しなければならない。

(車両用燃料使用状況の報告)

第54条 所属長は、警務部長に対し、その月における車両用燃料の使用状況を報告しなければならない。

第55条 削除

(運転日誌等)

第56条 所属長は、運転日誌（別記様式第15号）を車両ごとに備え付けておかなければならない。ただし、運転日誌に代わるものとして、別に定める様式がある場合は、この限りではない。

2 車両を使用した運転担当者等は、その状況を運転日誌に記録し、月ごとに所属長及び副署長等の確認を受けなければならない。

(優秀運転担当者に対する表彰)

第57条 所属長は、優秀な運転担当者について新潟県警察の表彰取扱いに関する訓令（平成5年本部訓令第6号）に規定する表彰基準に該当する者として表彰の推薦をするものとする。

第3節 職員の交通事故の措置等

(職員の措置等)

第58条 職員は、自己が当事者となつた交通事故（以下本節中「職員の交通事故」という。）が発生したときは、同乗者の協力を得て、次の各号に掲げる措置を直ちに講じなければならない。

- (1) 負傷者を救護すること。
 - (2) 道路上の交通の危険を防止すること。
 - (3) 交通事故の発生場所を管轄する署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「管轄署（隊）長」という。）及び所属長に対し、交通事故の内容及び当該職員が講じた措置の状況を報告すること。
 - (4) 現場保存をするとともに、目撃者及び参考人の確保を図ること。
- （管轄署（隊）長の措置）

第59条 管轄署（隊）長は、職員の交通事故の処理に当たっては、処理の公正について疑惑を受けないようにするとともに、次の各号に掲げる措置を直ちに講じなければならない。

- (1) 他の所属の職員から交通事故の発生報告を受けたときは、その概要を当該職員の所属長に通知すること。
- (2) 交通事故の概要を本部長に報告（警務部監察官室長経由）すること。ただし、職員の立件送致が見込まれない私用中の物件事故の場合は、この限りでない。
- (3) 警察官（署にあつては、交通課の警察官又は地域交通課のうち交通を担当する警察官）による現場見分を実施すること。ただし、職員の立件送致が見込まれない私用中の物件事故の場合は、この限りでない。
- (4) 社会的反響や将来の紛議が予想される交通事故の場合は、前号の警察官には警部補以上の階級にある者をもつて充てるとともに、交通部交通指導課員の立会いを求めること。

（所属長の措置）

第60条 所属長は、所属職員の交通事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 交通事故の状況により必要があると認めるときは、巡査部長以上の階級にある警察官を事故現場に派遣して実態をは握するとともに、負傷者の医療その他必要な処置をとらせること。
- (2) 交通事故に伴う補償又は賠償の処理方針及び処理状況を本部長に報告（警務部監察官室長経由）すること。
- (3) 必要があると認めるときは、担当者を指定して交通事故の補償又は賠償の処理に当たらせること。
- (4) 交通事故発生の要因となつたすべての事情について総合的な原因調査を行い、事故防止対策をたてること。

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は、昭和51年8月2日から施行する。

（訓令の廃止）

第2条 新潟県警察安全運転管理に関する訓令（昭和47年本部訓令第6号。以下「旧訓令」という。）及び新潟県警察車両管理に関する訓令（昭和47年本部訓令第9号。以下「旧車両訓令」という。）は廃止する。

（経過規定）

第3条 この訓令の施行の際に、現に旧車両訓令の規定により整備管理者として指名されている者は、この訓令に規定する整備管理者に選任されたものとみなす。

2 この訓令の施行の際、現に旧訓令の規定により運転技能の級位C以上の格付けを受けている者は、それぞれ次の各号に定める区分により、この訓令による運転技能の級位に格付けされたものとみなす。

(1) 級位AについてはB。ただし、この訓令の施行の日から2年の期間に限りA

(2) 級位BについてはB

(3) 級位CについてはC

(新潟県警察文書編集保存規程の一部改正)

第4条 新潟県警察文書編集保存規程（昭和35年本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(新潟県警察自動車整備工場の運営に関する訓令の一部改正)

第5条 新潟県警察自動車整備工場の運営に関する訓令（昭和46年本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(新潟県警察の表彰取扱いに関する訓令の一部改正)

第6条 新潟県警察の表彰取扱いに関する訓令（昭和48年本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(新潟県警察の表彰取扱いに関する訓令の一部改正に伴う経過措置)

第7条 前条の規定による改正後の新潟県警察の表彰取扱いに関する訓令別表第1の規定は、旧車両訓令の規定により整備担当者として所属長から指定されている者については、その指定されていた期間を次の表の区分により運転走行距離に換算し、その期間無事故、無違反であつたものとみなす。

整備担当者別	換算する1か月当たり走行キロメートル
緊急自動車及び車両の運転を本務とする者が運転する車両の整備担当者	1,000キロメートル
上記以外の車両の整備担当者	300キロメートル

(新潟県警察交通機動隊の運営に関する訓令の一部改正)

第8条 新潟県警察交通機動隊の運営に関する訓令（昭和51年本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 （昭和52年3月12日本部訓令第4号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和52年3月12日から施行する。

附 則 （昭和53年4月10日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和53年4月20日から施行する。

附 則 (昭和54年 1 月26日本部訓令第 2 号)
この訓令は、昭和54年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和57年 1 月14日本部訓令第 1 号抄)
(施行期日)

第 1 条 この訓令は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和57年 9 月16日本部訓令第12号)
この訓令は、昭和57年10月 1 日から施行する。

附 則 (昭和58年 3 月 8 日本部訓令第 2 号)
この訓令は、昭和58年 3 月11日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月31日本部訓令第 6 号)
この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年11月 1 日本部訓令第17号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 7 年 6 月28日本部訓令第 8 号)
この訓令は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 1 月31日本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成10年 6 月16日本部訓令第11号)
この訓令は、平成10年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成13年 3 月30日本部訓令第 6 号)
この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成18年12月27日本部訓令第15号)
この訓令は、平成19年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成20年 2 月27日本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成20年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成22年 3 月12日本部訓令第 5 号)
この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成22年 7 月13日本部訓令第10号)
この訓令は、平成22年 7 月13日から施行する。

附 則 (平成24年 6 月18日本部訓令第 5 号)
この訓令は、平成24年 6 月18日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月 5 日本部訓令第 5 号)
この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月14日本部訓令第 8 号)
この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 5 月30日本部訓令第13号)
この訓令は、平成25年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 3 月17日本部訓令第 6 号)
この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月 6 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年4月15日本部訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月15日から施行する。

附 則 （平成29年3月3日本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 （平成29年8月15日本部訓令第13号）

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 （令和元年6月28日本部訓令第2号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 （令和2年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年1月28日本部訓令第5号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行前に改正前の運転技能の格付基準による技能検定で運転技能の級位A、B、C又はDの格付けを受けた者は、改正後の運転技能の格付基準による技能検定で当該級位の格付けを受けた者とみなす。

附 則 （令和3年3月12日本部訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式とみなす。
- 3 旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 （令和3年6月30日本部訓令第25号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 （令和6年12月9日本部訓令第17号）

この訓令は、令和6年12月9日から施行する。

附 則 （令和8年3月27日本部訓令第5号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。